障企発 0 3 3 1 第 1 号 令 和 4 年 3 月 3 1 日

各 都道府県 民生主管部(局)長 殿 市区町村

> 厚生労働省社会・援護局 障害保健福祉部企画課長 ( 公 印 省 略 )

「消費税法の一部を改正する法律(平成3年法律第73号)の施行に伴う身体障害者用物品の非課税扱いについて」の一部改正について

「消費税法の一部を改正する法律(平成3年法律第73号)の施行に伴う身体障害者用物品の非課税扱いについて」(平成3年9月26日付け社更第199号、児障第29号、児母衛第32号社会局厚生課長・児童家庭局障害福祉課長・母子衛生課長連名通知)については、今般、別添のとおり改正することとしましたので、御了知の上、貴管内関係機関、関係団体、関係業者等に周知方御配慮願います。

記

## 1. 改正の趣旨

「消費税法施行令第 14 条の4の規定に基づき厚生労働大臣が指定する身体障害者用物品及びその修理(平成3年厚生省告示第 130 号)」の一部改正に伴い、所要の改正を行うもの。

## 2. 改正の内容

- 〇 消費税非課税の対象となる身体障害者物品(十三 頭部保護帽)の定義 を改正する。
- 〇 消費税非課税の対象となる身体障害者物品(十六 歩行補助つえ)の 定義を改正する。

- 〇 修理の範囲(1)の項目名称で使用している「盲人」の表記を「視覚障害者」に改正する。
- 修理の範囲(2)の項目名称について、「FM型用ワイヤレスマイク 充電池交換」、「FM型用ワイヤレスマイク外部入カコード交換」を削除 するとともに、「FM型用ワイヤレスマイク充電用ACアダプタ交換」を 「ワイヤレスマイク充電用ACアダプタ交換」に改正する。